

新 城 市 議 会

総 合 政 策 調 査 特 別 委 員 会

平成29年12月19日（火曜日）

総合政策調査特別委員会

日時 平成29年12月19日（火曜日） 午後2時30分開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 企画部、健康福祉部  
第174号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 長田共永 副委員長 中西宏彰  
委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 鈴木長良 澤田恵子 浅尾洋平  
柴田賢治郎 小野田直美 山田辰也 山崎祐一 山口洋一 下江洋行  
鈴木達雄 滝川健司  
議長 丸山隆弘

欠席委員 なし

傍聴者（1名）

副議長 村田康助

説明のために出席した者

企画部、健康福祉部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

**開 会 午後 2 時30分**

○長田共永委員長 ただいまから、総合政策調査特別委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において本委員会に付託されました第174号議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第174号議案 東三河広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題に挙がっております第174号議案 東三河広域連合規約の変更に伴います議案の質疑をさせていただきますと思います。

1つ目は、この議案は、今まで市が行っていました介護保険事業を今度は東三河広域連合のほうに仕事を移管するという規約の変更の内容だと承知はしておりますが、その中で、今度、負担金の額というのは今現在ちょっと移管もまだされていないものですから出てないのかもしれませんが、負担金の額というのは大ざっぱでもわかっているのかどうか、伺いたいと思います。

○長田共永委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 介護保険事業に関することですが、負担金の額等につきましてはまだ確定がされておきませんので、額自体は申し上げることができませんが、内容について説明をさせていただきたいと思っております。

介護保険事業における各市町村の負担割合につきましては、前年度からの構成8市町村での広域連合会議によりまして、協議の上決められてきております。

予算項目といたしますと大きく総務費、介護保険給付費、地域支援事業費の3つとされておりまして、総務費は認定調査事務費と認

定調査事務費以外に分けてあり、負担割合といたしましては、認定調査事務費は実績に応じての負担とされておりまして、認定調査事務以外につきましては、主に職員の人件費、派遣職員の人件費負担金、事業者指定等の事務費、事業計画策定費などがございます。

負担割合は、各市町村の高齢者割50%、40歳以上65歳未満人口割50%で負担することとなっております。

介護保険給付費と地域支援事業費の負担割合については、各市町村の実績に応じて負担ということになっております。

○長田共永委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

まだ明確には確定はされていないということで、しっかりしたものが出ないよということでしたけど、その内訳とか、そういった答弁いただきありがとうございます。

それでは、この実績によつての負担があるということですので、イメージなんですけど、やっぱりだんだん高齢化社会になって、奥三河、新城もそうですが、高齢者がたくさんふえればふえるっていうふうなまちだと負担額というのは、その実績に基づくものですから、そういったのがやっぱり持ち出しというか負担がその市町はかかってくるというイメージでよろしいのでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 そのとおりでございます。先ほどの総務費以外の介護保険給付費と地域支援事業費につきましては、広域連合のほうで策定いたします介護保険事業計画は、今後3年間の推計によりまして策定されるものでございまして、高齢者人口、要介護支援認定者数につきましては、やはり今後増加が見込まれるなど、予算ベースのことを考えますと給付費、事業費においては増加していくと見込まれております。

○長田共永委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

最後なんです、介護保険事業というのは介護保険も含めて国が大きな責任として進めている事業でもあるわけなんです、その中で、サービスが、今の市内で受けている介護サービスというのは維持されるのか、また充実されるのかということだと思えます。

国のほうも、要支援の1、2のほうでは、介護保険から対象外になって、これが2014年度の国の法律の改正で、今まで要支援も1、2も介護保険の事業だったものを外すということになっていまして、だんだん縮小される傾向というのが大変強いという状況もありまして、市民の人はまたこういった広域連合に移管されることで、大きな国の施策によってちょっとサービスがどんどん、ちゃんと今のものが維持されるのかという不安があるんですが、その不安の声も資料請求にも出ささせていただきました住民の説明会の意見にもあったかと思いますが、そこら辺はどういうふうに市として考えているのか、認識を伺いたいと思います。

○長田共永委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 平成26年度、2014年の介護保険法の改正につきましては、予防給付の見直しと地域支援事業の充実といたしまして、これまで要支援の方の訪問介護や通所介護のサービスは全国一律の基準により提供していたものが、市町村の取り組む地域支援事業に移行いたしまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として多様な生活支援のニーズに地域全体で答えていくように、多様な担い手による新しいサービスを提供できるようになったというものでございます。

これは、全て介護保険制度内でのサービス提供でございまして、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能となりまして、より効果

的、効率的な事業を各市町村で実施を推進していくというものでございます。

今回、東三河広域連合の介護保険者の統合によりまして、新規事業を含め第7期の計画の中で多くの地域支援事業等実施が挙げられてきておりまして、財政基盤の拡大や各種業務の共同処理により事務の効率化を図りまして、安定したサービスの提供が可能になる方向で進んでいると捉えております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○長田共永委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第174号議案 東三河広域連合規約の変更について、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この議案は、東三河広域連合にて平成30年度から8市町村の介護保険事業を統一して行うための規約改正でございます。

資料請求でいただきましたパンフレット、また各市内の住民説明会で開かれた市民の方々の声も踏まえて考えさせていただきました。

この市民の声では、2月ごろに決まるという介護保険料は方向として上がるのか、下がるのか、どうなのかという質問があったり、豊橋に住んでいても豊根村に住んでいても同じ金額なのかという金額の不安を訴える声もありました。また、事業が統合した場合、市民への周知、これどうするのかという意見もありました。

こういった市民の声を聞きますと、深刻な指摘でもあり、本質的なものもあるなと思っています。

私自身は、東三河広域連合の議員の立候補で決意を述べましたが、今、安倍政権が介護保険制度を解約して地方に押し付けようとしているときに、私たち自治体は介護されている市民の皆さん、また事業者の頑張っている皆さんの立場に立って、じっくり考えてみる必要があると考えております。

そこで、質疑では新城市の負担額について質疑をさせていただきましたが、まだ確定がされていないということもありますが、新たに負担額が下がるのか、ふえるのか、市民が知りたいサービス内容、負担額などが明らかになっていないという状況では、私は不安を覚えるものであります。

一律に、私は介護保険事業統合に対して反対するものではありませんが、今の議論がまだ煮詰まっていない、全市的な問題になっていないこの状況で見切り発車的な規約の改正には反対をしたいと思います。

また、新城市の人口減少、少子高齢化社会に入っていく中で、こうしたサービスの移管などは、どんどん事業体が新城市の身近なところから豊橋の広域連合のほうにどんどん移管していくということは、だんだん新城市の人口減少に拍車をかける可能性が、私は大変危惧をしております。そういう意味でも責任が持てないため、今回反対をさせていただきます。

以上でございます。

**○長田共永委員長** ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

**○山崎祐一委員** 第174号議案 東三河広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論いたします。

山崎祐一です。

東三河広域連合は、平成27年の1月に、「東三河は1つ」「東三河運命共同体」を合い言葉に東三河の8市町村で設立されました。人口減少の時代を迎えて、8市町村がそれ

ぞれ単独で事業を行うよりも共同事務を行って効率化を図り、あわせて国や県からの権限移譲を受けて自主・自立の地方分権を推進していこうという試みであります。

設立当時、当面の目標として介護保険の保険者統合を目指し、準備を進めてまいりました。既に、この秋に各地区の説明会も終え、平成30年4月1日にスタートする運びになっております。

先ほど質疑もありましたように、2月ごろにはきちっとした議案となって広域連合の議会でも審議されると思っております。

一方、東三河広域連合は成長する広域連合を標榜し、特に東三河アンテナショップ、ブランド向上、交流人口や移住人口の対策などに取り組んで、地方創生事業と相まって大きな成果が期待される段階に至っております。

本議案は、当初の目標であった保険者統合を平成30年度にスタートする最終段階の準備とともに、新たな取り組みにする準備をするための規約改正でございます。

東三河アンテナショップ等の事業については、既に東三河広域連合及び議会等で議論を重ねてきておるものでございます。もう、つまり、この規約改正案に反対するということは、とりもなおさず東三河広域連合自体そのものを否定するということに通ずるものであります。

元気な愛知県にあって、人口減少、悩んでいるのは東三河地域だけといっても過言ではありません。中でも、消滅可能性都市のレッテルを張られた新城市の責任は重大であります。新城市単独の将来はもう望めません。東三河の中で一員としてきちっと共同体としてやっていくということが必要であると考えます。

以上、東三河広域連合を推進する立場から、賛成討論とさせていただきます。

**○長田共永委員長** ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第174号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決  
します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛  
成の委員の起立を求めます。

[賛成委員起立]

○長田共永委員長 起立多数と認めます。

よって、第174号議案は原案のとおり可決  
すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件  
の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告  
の作成については、委員長に一任願いたいと  
思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのよ  
うに決定いたしました。

これをもちまして、総合政策調査特別委員  
会を閉会いたします。

閉 会 午後2時44分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

総合政策調査特別委員会委員長

長田共永